

後発（ジェネリック）医薬品に関するご案内について

国土交通省共済組合におきましては、医療費の適正化を図るため、後発（ジェネリック）医薬品差額通知事業を実施いたします。

組合員及び被扶養者のうち該当する方々へ「後発（ジェネリック）医薬品ご利用のご案内」を10月下旬に配付いたしますので、配付があった際は、先発医薬品から後発医薬品（以下、「ジェネリック医薬品」と記載）に切り替えることにより自己負担がどの程度軽減されるか、内容をご確認いただくとともに、ジェネリック医薬品の使用についてご検討いただければと存じます。

ジェネリック医薬品って、そもそも何？

先発医薬品の特許が切れた後に販売される、**先発医薬品と同等の有効成分、効能・効果を持つ医薬品**です。国の審査を受け、**先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認**されています。

ジェネリック医薬品差額通知は全組合員に配付されるの？

令和2年4月～令和2年6月に先発医薬品を処方された組合員・被扶養者のうち、ジェネリック医薬品に変更することで、自己負担額が一定程度、軽減される方が対象です。組合員の分と被扶養者の分を併せ、封緘した上で所属の共済事務担当職員から該当する組合員に配付いたします。

通知される内容は？

令和2年4月～令和2年6月の医薬品購入にかかるご負担額、先発医薬品からジェネリック医薬品に変えた場合の負担軽減額、該当するジェネリック医薬品の名称等です。

ジェネリック医薬品に変えないといけないの？

ジェネリック医薬品の使用は主治医と相談の上、ご本人がお決めになることであり、いかなる面においても強制するものではありません。

なぜ、ジェネリック医薬品の使用を勧めるの？

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、家計をサポートします。複数のお薬の服用や長期服用が必要な場合などは効果的です。

また、医療費は、原則、組合員が3割、共済組合が7割を負担します。処方される薬品の金額が下がれば、組合員と共済組合の負担が軽減されます。